

- ① 前回（平成 27 年）から調査区の見直し・変更を行った地域もあります。
- ② 調査員 1 人当たりの担当区域は、地図のピンクの線の内側です。
- ③ 2 調査区または 3 調査区をお願いする方の調査区番号は、〇ー〇で結んでいます。
- ④ 調査区設定の事務処理上、自治会・町内会境界と完全に一致していない箇所がございますが、御理解・御協力をお願いします。

（４）報酬について

調査員の報酬は、調査世帯数により変動します。

- 1 調査区 約 42,000 円程度になる見込みです。
- 2 調査区 約 75,000 円程度になる見込みです。
- 3 調査区 約 100,000 円程度になる見込みです。

※金額は予定のもので実際の支払いの際には、多少の前後がありますので、あらかじめご了承ください。

（５）調査方法の変更点（前回から）

紙の調査票配布と同時にインターネット回答を世帯に依頼します。

（６）調査方法の軽減点について

インターネット回答をしない世帯は、原則、郵送（切手不要）で調査票を提出します。
世帯が特に希望した場合のみ、調査員が調査票の回収のため世帯を訪問します。

3 推薦手続について

（１）調査員推薦にあたって御配慮いただきたいこと

推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことにご留意ください。

- ア 責任を持ってご自分で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（推薦日現在）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙運動・税務・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員でない者及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること

（２）送付書類について

自治会・町内会へ送付する書類は、別添目録のとおりです。

（３）就任承諾書・調査員推薦名簿の提出期限について

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、推薦依頼人数分の就任承諾書を自治会・町内会ごとに取りまとめの上、返信用封筒（レターパック）に入れて、**令和 2 年 4 月 24 日（金）まで**に区役所に郵送にてご提出をお願いします。

担当部署 青葉区総務課統計選挙係
電話 978-2205～2207